

## (既存) 特定生活関連施設整備項目表

## 第1 特定建築物等

施設の用途 :	該当部分の面積 : m <sup>2</sup>	階数 (地上／地下)	/
施設主の氏名 :	施設の名称 :		
施設の所在地 :			
作成者の氏名 :	TEL	-	-

記入方法	<input type="checkbox"/> 「判定」の欄には、基礎基準の適合の判定を次の記号により記入のこと。 基準に適合する：「○」、基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」
	<input type="checkbox"/> 「設計内容」の欄には、基準に合わせて設計内容を簡潔に記入し、必要な場合は図面等を添付すること。 <input type="checkbox"/> 「※」の欄は記入しないこと。

1 外部出入口		外部出入口の適否【※】	
直接地上へ通ずる出入口  1以上の出入口を適合させる。 共同住宅にあっては、共同部分に限る。	ア 幅は、内法90cm以上		内法幅 : cm
	イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		開閉方法 : 把手方法 :
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差 : cm
駐車場へ通ずる出入口  1以上の出入口を適合させる。 共同住宅にあっては、共同部分に限る。	ア 幅は、内法90cm以上		内法幅 : cm
	イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		開閉方法 : 把手方法 :
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差 : cm
2 内部出入口		内部出入口の適否【※】	
不特定多数の者が利用する各室(用途面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。)の出入口  1以上の出入口を適合させる。	ア 幅は、内法80cm以上		内法幅 : cm
	イ 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		開閉方法 : 把手方法 :
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差 : cm
3 敷地内の通路		敷地内の通路の適否【※】	
(1) 仕上げ	表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材 :
(2) 段の構造	ア 手すりの設置		
	イ 主たる階段には、回り段を設けない。		
	ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材 :
	エ 路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとする。		
	オ 段のない階段には、縁端部に高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。		立ち上がり : cm
(3) 直接地上に通ずる1に定める構造の各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路の構造	ア 幅員は、120cm以上		幅員 : cm
	イ 高低差がある場合		
	●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置  (ア) 幅は、内法120cm以上		内法幅 : cm

1以上の出入口を適合させる。	(段を併設する場合は、90cm以上)		
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下のは、1/8以下)		勾配：
	(ウ) 踊場(踏幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)		
	(エ) 傾斜路の手すりの設置		
	(オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。		立ち上がり： cm
	(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造		蓋仕様：
	(キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	(ク) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。		
●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		有・無	
(4) 特定生活関連施設の直接地上へ通ずる各出入口から道等に至る敷地内の通路  1以上の出入口を適合させる。 自動車車庫、学校、共同住宅を除く。	ア 誘導用床材の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他の代替装置の設置		・誘導用床材 ・音声誘導装置 ・その他の代替装置
	イ 注意喚起用床材の敷設 (車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び段の上下端付近、踊場部分に敷設)		■配置図に敷設位置記入
4 廊下等		廊下等の適否【※】	
(1) 仕上げ	表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
(2) 段の構造	段がある場合、5の階段の基準に準じた構造		
(3) 1に定める構造の各外部出入口から不特定多数の者が利用する室(用途面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の特定生活関連施設の避難階以外の階に設けられたものを除く。)の2に定める構造の各内部出入口に至る経路の廊下等の構造  それぞれ1以上の出入口を適合させる。  6の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は、当該エレベーターの昇降路を含むものとすること。	ア 幅員は、120cm以上		
	イ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50m以内ごとに車いすが転回できる構造の部分を設ける。		仕上材：
	ウ 医療施設並びに社会福祉施設にあっては、手すりの設置		
	エ 1及び2に定める構造の出入口並びに6の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とする。		
	オ 高低差がある場合		
	●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置 自動車車庫、学校、共同住宅にあっては、(ア)~(エ)に限る。		
	(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)		内法幅： cm
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下のは、1/8以下)		勾配：
	(ウ) 踊場(踏幅150cm以上)の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)		
	(エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	(オ) 傾斜路の手すりの設置		
	(カ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。		

	(イ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ 5 cm以上の立ち上がりを設ける。 (カ) 注意喚起用床材の敷設 (傾斜路の上下端付近の廊下等及び踊場部分に敷設)		立ち上がり : cm ■平面図に敷設位置記入
	●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
(4) 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等  1以上の出入口を適合させる。 自動車庫、学校、共同住宅を除く。	誘導用床材の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他の代替装置の設置  直接地上へ通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。		・誘導用床材 ・音声誘導装置 ・その他の代替装置  ■平面図に敷設位置記入
5 階段		階段の適否【※】	】
不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段の構造  自動車庫、学校、共同住宅の場合、カを除く。	ア 手すりの設置  イ 主たる階段には、回り段を設けない。 構造上回り段を設けない構造とするのが困難な場合は、この限りでない。  ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料  エ 路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とする。  オ 段のない階段には、縁端部に高さ 5 cm以上の立ち上がりを設ける。  カ 注意喚起用床材の敷設 (階段の上下端付近の廊下等及び踊場部分に敷設)		仕上材 :  立ち上がり : cm  ■平面図に敷設位置記入
6 エレベーター		エレベーターの適否【※】	】
(1) エレベーターの設置  不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する特定生活関連施設（学校、共同住宅を除く。）で床面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階（専ら駐車場の用に供される階にあっては、車いす使用者用駐車施設が設かれている階に限る。）に停止するエレベーターの設置  ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受又は購入できる措置を講ずる場合においては、この限りでない。	有・無	停止階 :  ただし書規定に該当するか否か :
(2) (1)のエレベーターの構造	ア かごの床面積は、1.8 3 m <sup>2</sup> 以上  イ かごの奥行きは、内法 1 3 5 cm以上  ウ かごの平面形状が車いすの転回に支障がない。  エ かご内に、停止階及び現在位置の表示装置設置  オ かご内に、到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置  カ かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ内法 8 0 cm以上  キ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置  ク かご内及び乗降ロビーの制御装置（キを除く。）は、視覚障害者が円滑に操作可能な構造  ケ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法 1 5 0 cm以上  コ 乗降ロビーには、昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。  サ 乗降ロビーには、当該乗降ロビーの階名を示		床面積 : m <sup>2</sup> 奥行き : cm 立ち上がり : cm かご出入口幅 : cm 昇降路出入口幅 : cm  ■特記事項記入  内法幅 : cm 奥行き : cm  仕上材 :

	す点字プレートの設置	立ち上がり :	cm
	シ かご内の側面の手すり設置	有・無	
	ス かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡の設置		
(3) 共同住宅のエレベーターの構造  直接地上に通ずる出入口のない階を有する共同住宅に限る。  1以上のエレベーターを適合させる。	ア かごの間口は、内法100cm以上  イ (2)のカ、キ及びコに定める構造  カ かご及び昇降路の出入口幅は、それぞれ内法80cm以上  キ かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者から利用しやすい位置に制御装置の設置  コ 乗降ロビーには、昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 かご内に、かご及び昇降路の出入口が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。		
7 便所		便所の適否【※】	
(1) 車いす使用者用便房の設置  不特定多数の者が利用する便所のうち1以上の便所に設置する。  用途面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の特定生活関連施設にあっては、カを除く。  男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設置する。	不特定多数の者が利用する便所の設置  ア 車いす使用者用便房の数 (便房の床面積確保、腰掛便座・手すり等の適切な配置)  イ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法80cm以上  ウ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造  エ 車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に、車いす使用者の通行に支障となる段の有無  オ 車いす使用者用便房のある便所の出入口に、その旨を知らせる案内表示  カ 非常用通報装置の設置及びその旨の点字表示	有・無  ■平面図に記載  便房数 : ■便所詳細図の記載  内法幅 : cm  段差 : cm  有・無	
(2) 周囲に手すりのある床置式の小便器の設置	不特定多数の者が利用する男子用小便器のある便所の設置  周囲に手すりのある床置式の小便器がある便所を1以上設置	有・無  ■平面図に記載  設置数 :	
(3) (1)及び(2)に定める構造及び設備の便所の洗面器等の設置	高齢者、障害者等が円滑に使用できる洗面器等の設置	水栓種類 : 洗面器高 : cm 鏡 :	
8 駐車場		駐車場の適否【※】	
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置  共同住宅にあっては、共用部分に限る。	車いす使用者用駐車施設の有無  車いす使用者用駐車施設の数	有・無  (車いす使用者用駐車施設数)	
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造  機械式駐車場を除く。	ア 車いす使用者用駐車施設へ通ずる1に定める構造の外部出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路((3)に定める構造の駐車場内の通路又は3の(1)～(3)に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設置  イ 幅は、350cm以上  ウ 車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示	■配置図に位置記入  幅 : cm  表示方法	

(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	3の敷地内の通路(1)、(2)のア～エ、(3)の基準を満たす構造		
	(1) 仕上げ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	(2) 段の構造 ア 手すりの設置		
	イ 主たる階段には、回り段を設けない。		
	ウ 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	エ 路面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとする。		
	(3) 直接地上に通ずる 1 に定める構造の各外部出入口から特定生活関連施設の敷地の接する道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路の構造 1 以上の通路を適合させる。		立ち上がり： cm
	ア 幅員は、120cm以上		幅員： cm
	イ 高低差がある場合 ●次に定める構造の傾斜路及びその踊場の設置		
	(ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)		内法幅： cm
	(イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)		勾配：
	(ウ) 踊場（踏幅150cm以上）の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)		
	(エ) 傾斜路の手すりの設置 (オ) 壁のない傾斜路には、左右の縁端部には脱輪防止用の高さ5cm以上の立ち上がりを設ける。		立ち上がり： cm
	(カ) 敷地内の通路に排水溝等を設ける場合の構造		蓋仕様：
	(キ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料		仕上材：
	(リ) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路の色と明度の差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。		
	●車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	有・無	
9 更衣室・シャワー室			更衣室・シャワー室の適否【※】
更衣室・シャワー室の構造  社会福祉施設、体育施設に限る。  1以上の更衣室・シャワー室を適合させる。 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設置する。	不特定多数の者が利用する更衣室・シャワー室の有無	有・無	■平面図に記載
	ア 床面積確保、腰掛台・手すり等の適切な配置		床面積： m <sup>2</sup> 腰掛台・手すり ■更衣室・シャワー室 詳細図記載
	イ 更衣室及びシャワー室の出入口は、2に定める構造		
	幅は、内法80cm以上		内法幅： cm
	戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造		開閉方法： 把手方法：
	車いす使用者の通過に支障となる段の有無	有・無	段差： cm

10 客室		客室の適否【※】	
宿泊に供する客室の構造 宿泊施設、社会福祉施設（宿泊設備を有する者に限る。）で2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの  1以上の宿泊に供する客室を適合させる。	宿泊に供する客室の有無  ア 床面積確保、手すり等の適切な配置  イ 客室及び浴室の出入口は、2に定める構造  幅は、内法80cm以上 戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造 車いす使用者の通過に支障となる段の有無  ウ 非常呼出し設備の設置	有・無	■平面図に記載  床面積： m <sup>2</sup> 手すり ■客室詳細図記載  内法幅： cm  開閉方法： 把手方法：  段差： cm
11 客席・観覧席		客席・観覧席の適否【※】	
(1) 客席・観覧席の構造  固定式の客席・観覧席の有する娯楽施設、集会施設、体育施設に限る。  1以上の客席・観覧席を適合させる。	車いす使用者用の席の設置  ア 幅90cm以上、奥行き140cm以上	有・無	幅： cm 奥行き： cm
(2) 客席・観覧席を有する室の出入口から(1)に定める構造の車いす使用者の席に至る通路の構造  1以上の通路を適合させる。	ア 幅員は、120cm以上  イ 高低差がある場合、4の(3)のオの(ア)～(オ)に定める構造の傾斜路及び踊場の設置  (ア) 幅は、内法120cm以上 (段を併設する場合は、90cm以上)  (イ) 勾配は、1/12以下 (傾斜路の高さ16cm以下の場合は、1/8以下)  (ウ) 踊場（踏幅150cm以上）の設置 (高さ75cm以内ごとに設置)  (エ) 表面は、粗面又は滑りにくい材料  (オ) 傾斜路の手すりの設置		幅員： cm  内法幅： cm  勾配：  仕上材：  （オ） 傾斜路の手すりの設置
12 授乳場所		授乳場所の適否【※】	
授乳場所の設置  集会施設（固定式の客席又は観覧席を有するものに限る。）、社会福祉施設（児童福祉施設に限る。）、文化施設に限る。  授乳場所を1以上設ける。	授乳場所の設置  (設備の内容：ベビーベット及びこれに代わる設備)	有・無	設備内容：  ■平面図に箇所記載
13 案内板		案内板の適否【※】	
案内板の設置  医療施設、集会施設、購買施設、文化施設、駅舎等、官公庁施設で、それぞれの用途面積が2,000 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。  1以上の案内板を適合させる。	案内板の設置の有無  ア 案内板の高さ、文字の大きさ及び表示の配慮  イ 点字による表示 医ただし、4の(4)ただし書による措置を行う場合は、この限りでない。  ウ 必要に応じて外国語による併記	有・無	高さ： 大きさ： 設置場所：
14 諸設備		諸設備の適否【※】	
(1) 受付カウンター及び	受付カウンター及び記載台の有無	有・無	

記載台の構造 受付カウンター及び記載台をそれぞれ 1 以上適合させる。	車いす使用者が円滑に利用できる構造		高さ : cm
(2) 防火扉くぐり戸の構造 医療施設、集会施設、宿泊施設、社会福祉施設に限る。	防火扉の有無	有・無	
	防火扉くぐり戸の幅は、 85 cm以上		幅 : cm
(3) 自動火災報知設備の誘導灯の設置 医療施設、集会施設、宿泊施設、社会福祉施設で、それぞれの用途面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。	自動火災報知設備の有無	有・無	
	視覚障害者に配慮した点滅式誘導灯の設置	適・否	■ 平面図又は設備図記載
(4) 発券機の構造 娯楽施設、体育施設、駅舎等に限る。 1 以上の発券機を適合させる。	発券機の有無	有・無	
	ア 金銭投入口及び操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さに配慮		金銭投入口及び操作ボタンの高さ :
	イ 点字による表示		
15 改札口			改札口の適否【※】
改札口の構造 1 以上の改札口を適合させる。	改札口の有無	有・無	
	ア 幅は、内法 90 cm 以上		内法 : cm
	イ 車いす使用者の通過に支障のある段の有無	有・無	段差 : cm